

高等学校等就学支援金制度及び広島県授業料等軽減補助金制度について

近畿大学附属広島高等学校東広島校

1. 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

2. 授業料等軽減補助金制度（広島県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給（軽減）されます。返済は不要です。

対象となる判定基準※		入学時納付金	授業料（月額：40,000円） ※令和8年度以降入学生		
下記算出額の 保護者等全員の合計額	世帯年収（目安）	支給（軽減）額	就学支援金	授業料等軽減	実質授業料
A：0円（非課税）	～約270万円	180,000円	33,000円	7,000円	0円
B：51,300円未満	約270万円～約350万円	180,000円	33,000円	7,000円	0円
C：154,500円未満	約350万円～約590万円	—	33,000円	—	7,000円
D：304,200円未満	約590万円～約910万円	—	9,900円	—	30,100円
E：304,200円以上	約910万円～	—	(注1) 9,900円	—	30,100円

(注1)「高校生等臨時支援金」による支援

「高校生等臨時支援金」は就学支援金を申請し、所得制限により不認定となった方を対象とする令和7年度限定の制度で、令和8年度への適用は未定です。

世帯年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯をモデルとした場合の目安です。

※ 受給の判定(対象となる判定基準)について

算出額：(市町村民税の課税標準額)×6%－(市町村民税の調整控除の額)

政令指定都市(広島市等)の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

・市町村民税の課税所得額(課税標準額)、調整控除額の確認方法

①市町村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 ※給与所得の場合 毎年6月頃勤務先から配付

または、市町村民税・県民税納税通知書 ※自営業の場合 毎年6月頃市町村から送付

②市町村民税・県民税課税証明書 ※市町村の担当窓口にて発行(手数料が必要です。)

①、② について、市町村の様式により課税所得額(課税標準額)、調整控除額の記載がない場合があります。

③マイナポータルホームページ「あなたの情報」(マイナンバーカードが必要です。)

※初回申請時に親権者全員分の個人番号(マイナンバー)確認書類が必要です。

○ 就学支援金の額及び授業料等軽減額について（令和7年度の場合）

・令和7年4月～令和7年6月分 ⇒ 令和6年度市町村民税課税標準額等で決定（令和5年1月～12月の収入等による）

・令和7年7月～令和8年3月分 ⇒ 令和7年度市町村民税課税標準額等で決定（令和6年1月～12月の収入等による）

○ 家計急変について

年の中途に特別の事情〔失業、病気など〕のため、上記表AまたはBと同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により授業料等の軽減を受けることができます場合がありますので、学校に相談してください。

○ 授業料以外の教育費負担を軽減する制度について（令和7年7月1日時点で非課税世帯の場合）

・私立高等学校等奨学のための給付金（世帯構成等により52,600円～152,000円を給付、返済不要）

・広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金（ICT端末等の費用の一部、一律25,600円を給付、返済不要）

令和8年度の詳細、手続きにつきましては、後日お知らせします。

※上記の内容は令和7年度の制度を令和8年度の授業料に適用したものです。令和8年度は就学支援金制度が変更される可能性があります。詳しくは本校事務室にお問い合わせください。